

保険医療機関  
保険薬局  
訪問看護ステーション } 各位

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部

地方単独医療費助成事業に係る審査支払事務の  
受託について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営に関しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このたび地方単独医療費助成事業に係る審査支払事務の支払基金神奈川支部にお  
ける受託内容に変更がありました。

つきましては、助成内容を変更する医療費助成事業の概要を下記のとおり取りまとめ  
ましたのでお知らせいたします。

記

1 助成内容が変更となる医療費助成事業

実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	変更年月
				入院	入院外			
鎌倉市	小児	81	*乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→ <b>中学校3年生</b> までに拡大) ・ <b>中学校3年生</b> までの者 *就学児から所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
南足柄市	小児	81	*乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校4年生まで→ <b>小学校6年生</b> (保護者の所得が市民税 均等割非課税相当の場合に限り中学校3年生)までに拡大) ・ <b>小学校6年生</b> までの者(保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合に限り中学校3年生まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療 費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分

2 医療費助成事業受託一覧

医療費助成事業受託一覧につきましては、支払基金ホームページ内に掲載してありま  
すので、ダウンロードしていただき活用して下さい。

(支払基金ホームページ [http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/chitan/jutaku/14\\_kanagawa.html](http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/chitan/jutaku/14_kanagawa.html))



本件に関するお問合せ先

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部 TEL 045-661-1021 (代表)

審査企画部事業管理課 045-661-1028 (ダイヤル)

内線 1214・1215・1217・1221